

次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 3 月 26 日

夕張市長 厚谷 司

1. 入札に関する事項

- (1) 工事の名称
富野じん芥埋立処分地施設「浸出水処理施設」配管工事
- (2) 工事場所
富野じん芥埋立処分地施設「浸出水処理施設」（夕張市富野国有地）
- (3) 工事期間
契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (4) 工事仕様書
別紙「工事仕様書」のとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人、または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (3) 夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 2 条による一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 夕張市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係事業者」という。）ではないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度（令和 7 年度及び 6 年度）の決算において、国又は地方公共団体に対し、同種同規模の受注実績が 2 回以上あり、かつ、誠実に履行したものであること。
- (7) 北海道内に本社、支社、営業所を置いている者であり、当該業務場所に関する知識を有していること。

3. 入札参加資格の審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を紙により提出しなければならない。

- (1) 提出期間
令和 8 年 3 月 26 日（木）から令和 8 年 4 月 6 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前 9 時から午後 5 時まで。
- (2) 提出場所
夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所市民課環境生活係
- (3) 提出方法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4. 入札参加資格の審査

この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を書面により通知する。

5. 契約条項を示す場所

夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所市民課

6. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所 4 階第 1 会議室
- (2) 入札日時 令和 8 年 4 月 14 日（火） 午前 9 時 00 分
- (3) 開札場所 (1) と同じ
- (4) 開札日時 (2) と同じ
- (5) そ の 他 「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7. 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。

8. 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第 167 条の 16 及び規則第 25 条の定めるところによる。

9. 送付による入札の可否

認めない。

10. 契約書作成の要否

要

11. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、次の期間及び場所で設計図書等を閲覧することができる。
 - ア 閲覧期間
令和 8 年 3 月 26 日（木）から令和 8 年 4 月 6 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前 9 時から午後 5 時まで。
 - イ 閲覧場所
夕張市本町 4 丁目 2 番地（夕張市役所 1 階市民課環境生活係）

12. その他

- (1) 最低制限価格
この入札は、政令第 167 条の 10 第 2 項の規定による最低制限価格を設定しない。
- (2) 予定価格の公表
予定価格は公表しない。
- (3) 無効入札
開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、規則第 11 条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 落札者となるべき価格をもって入札した者が 2 名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。
- (5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜価格）
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 夕張市役所市民課
 - イ 所在地 〒 068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地
- (7) 前金払
前金払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は、公表する。

(12) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を夕張市に提出し、市が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、夕張市が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

このほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。